

広島県教育委員会訓令第一号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
学校以外の教育機関

技術員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年二月二十二日

広島県教育委員会

委員長 平 田 克 明

技術員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技術員の給与に関する規程（平成二十一年広島県教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

附則第七項及び第八項を削る。

附 則

この教育委員会訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。